

亀山市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第11号

亀山市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

亀山市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成17年亀山市規則第109号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、これを再任することができる。

第9条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この」を「前項の」に改め、「取扱い」の次に「（審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（運営上の留意事項）

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円

滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式中

「 亀山市消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規程により、意見を提出します。 」	を
「 (意見取りまとめ者を經由する場合) 意見取りまとめ者から消防総務課への提出において希望する提出者職名の取扱い 記名 ・ 匿名 」	に
「 亀山市消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。 」	

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。